

Ⅲ. 国立病院機構舞鶴医療センター感染対策室内規

(趣旨)

第1条 舞鶴医療センター感染予防対策委員会規定(平成16年4月1日病院長)第6条の規定に基づき、舞鶴医療センター感染対策室の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 感染対策室は、舞鶴医療センター(以下「センター」という。)内における感染予防及び感染防止対策の効率的な運用体制の強化を図り、その実践的活動を組織的に行うことを目的とし、感染予防対策委員会を補佐する。

(業務)

第3条

- 1 病院長及び感染予防対策委員会委員長の指示を受けて、具体的活動を含めて次の業務を行う。
 - 一 感染症の実態把握に関すること
 - 二 感染症に係わる情報の提供に関すること
 - 三 感染症の制御、診断および治療に関する指導・助言を行うこと
 - 四 医療従事者の感染防止対策の推進を図ること
 - 五 感染の制御、診断および治療に関する教育研修の企画運営
 - 六 感染対策のコンサルテーションに関すること
 - 七 清掃、洗濯、施設設備、給食などの感染防止対策に関すること
 - 八 中央材料室における洗浄・消毒・滅菌業務に関すること
 - 九 職員の健康管理に関すること
 - 十 院内巡回による感染対策点検と助言に関すること
 - 十一 アウトブレイク発生時の調査と介入に関すること
 - 十二 病院感染管理に係る関係委員会及び関係部署との連絡調整に関すること
 - 十三 病院感染サーベイランスに関すること
 - 十四 病院感染対策マニュアルの策定、改訂に関すること
- 2 感染対策室長は、感染管理業務全体を総括し、副室長は、その業務を補佐するものとする。
- 3 感染管理認定看護師(併任)は、感染管理および感染防止に関する業務を行う。
- 4 感染予防対策委員会委員長に調査把握した内容を報告する。
- 5 感染予防対策委員会委員長に具体的な方策を上申する。
- 6 院内感染が発生した場合、必要に応じて、速やかに緊急対策を講ずる。
 - 一 患者の隔離、接触者の追跡、接触者の指導

- 二 接触職員の追跡と管理
- 三 再発防止策の策定と実施

(具体的活動)

第4条 感染対策室、次の各号に掲げる事項について活動する。

- (1) 院内における定期的な巡回に関する事
院内感染・汚染状況を把握
院内感染予防策の現状把握とチェックリストによる改善点の点検・評価
- (2) サーベイランスの実践と院内感染に関する情報の収集、調査、分析及び対応に関する事
感染症の発生状況や保菌者の把握など院内感染に関連する種々のデータを収集
収集データの解析と評価
エビデンスに基づく院内感染対策の処置法と予防措置への助言
- (3) 院内感染対策に対する教育、啓発及び情報提供に関する事
職員各自における感染リスクの評価(ツ反、各種ウイルス抗体価を含む)
針刺し防止を含む血液感染防止策の策定
各委員会、部会、ICT会を通して情報の発信と収集
定期及び不定期の院内感染対策講演会の開催
- (4) 院内感染対策ガイドラインの作成・更新・実践に関する評価に関する事
院内感染防止マニュアルの作成と改訂
- (5) 抗菌薬の適正使用の指導に関する事
抗菌剤の適正使用のための特定抗菌剤の使用届出書の管理
抗菌剤の適正使用のための情報の発信と指導
- (6) 感染症のコンサルテーションに関する事
被曝職員の指導、カウンセリング
職員の健康管理に関する事
職員からの相談および教育・啓蒙
- (7) その他感染対策の実践的活動に関する事
医療材料、器材の選定に関する事
政策医療ネットワークなどを通じての他施設との感染対策の情報交換
舞鶴医療センターの電子カルテを含めた地域総合システムの中での感染対策システムの構築

(感染管理認定看護師の業務)

第5条

- 1 感染管理認定看護師は、感染予防対策委員会およびICT会の委員を併任し、効率的な感染管理に努めるものとする。

- 2 看護単位及び関係部署との連携を図りながら、感染管理およびその業務に関するデータの整理、関係職員への情報提供、連絡調整を図る。

(組織)

第6条

- 1 感染対策室は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
 - (1) 感染管理担当医
 - (2) 感染制御医師（内科、外科、小児科、婦人科）
 - (3) 感染管理担当の看護師長・看護師
 - (6) 薬剤師
 - (7) 臨床検査技師
 - (8) 事務部門
 - (9) その他病院長が必要と認めた者
- 2 感染対策室長は、感染対策委員会委員長とし、副室長は感染対策室より委員長が指名する。
- 3 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(感染対策室長の緊急対策)

第7条

- 1 当内規第3条の任務の規定に基づき、必要に応じて、緊急対策室を置き、速やかに緊急対策を講ずる。
- 2 感染対策室長は、感染対策室の活動に関することを掌り、構成員を統括する。

(緊急対策会議)

第8条

- 1 感染対策に関する活動事項を検討するため、第3条第6項の業務を遂行するため、緊急対策会議を設ける。
- 2 感染対策室長は、前項の対策会議を招集し、その議長となる。
- 3 感染対策室長に事故あるときは、感染対策室長があらかじめ指名した構成員が、前項の職務を代行する。

(活動の記録)

第9条

- 1 感染対策室長は感染対策室活動の都度すみやかに議事録をもって、院長および感染予防対策委員会委員長に報告するものとする。
- 2 感染対策室の議事録は感染対策室が作成する。
- 3 感染対策室の検討結果は各職場に周知する。

(庶務)

第 10 条 感染対策室に関する庶務は、感染対策室において処理する。

(権限)

第 11 条 感染対策室は次に掲げる権限を有する。

- 1 患者データの閲覧が自由にできる。
- 2 アウトブレイク発生時の調査と介入を行うことができる。
- 3 職種、職位を問わず、感染対策に対する助言、指導ができる。
- 4 抗菌薬の選定に関わることができる。
- 5 抗菌薬の採用と削除に関して薬事委員会と協議して決定する。
- 6 物品の整備、購入に関わることができる。
- 7 感染対策における病棟の運営（コホート体制など）に関わることができる。
- 8 必要な予算を請求することができる。

(雑則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、感染対策室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この内規は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は平成 19 年 7 月 1 日から一部改正し、施行する。
- 3 この内規は平成 28 年 1 月 20 日から一部改正し、施行する。